

福岡県交通空白解消集中対策業務委託仕様書

1 委託業務名

福岡県交通空白解消集中対策業務（以下「委託業務」という。）

2 業務の目的

人口減少及び高齢化が全国的に進む中、公共交通機関の利用者数は減少傾向にある。

さらにバス・タクシー運転手の減少も要因となって、路線バスの減便・廃止が進んでおり、地域公共交通の確保は危機的な状況である。

こうした状況を受け、路線バスに代わる交通手段として、市町村が運行主体となるコミュニティバス等の重要性が高まっており、市町村では、バスやタクシー等を地域住民が使えない、いわゆる「交通空白」の解消が喫緊の課題となっている。

しかしながら、市町村には交通に特化した部署がないことが多く、国が示した「交通空白解消・集中対策期間」中に、住民の広域運行を含む様々な移動ニーズへの対応や、新たな代替交通の確保など、交通空白の解消に向けた取組を進めるためのノウハウが十分でない状況にある。

こうしたことから、県が市町村間の広域調整や伴走支援を実施することで、市町村の取組を強力に進め、本県の交通空白解消の図るもの。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

4 業務の内容

（1）県内市町村の実務担当者への支援

県内市町村の実務担当者を対象に、地域の抱える交通課題を解決するため、地域公共交通の現状・問題点をクリアにするための支援や、公共ライドシェアやAI オンデマンド等の新しい交通モードの導入に向けた詳細なプロセスに関する支援を行う。

（想定される支援内容）

- ・地域公共交通に関する研修会
- ・有識者アドバイザーの派遣
- ・広域化に向けた助言 など

なお、支援内容は次に掲げる事項に留意した上で、「2 業務の目的」に対応したものであれば自由な提案が可能。

- ① 研修会等を行う場合は、費用対効果、住民ニーズに応じたサービス選択、先進事例の紹介など、受講者が必要としている内容を把握した上で実施すること。

※市町村が研修に求めるものは県が実施する調査結果を提供予定。

- ② 研修会等を行う場合は、令和7年9月から令和7年11月までに4回程度開催すること。（開催はテーマや地区ごとに分け、参加者数は1回あたり20～40名程度を想定）開催日、場所等については、県と協議の上で決定すること。

- ③ アドバイザー等を市町村に派遣する場合は、地域公共交通の全体像を理解した上で、各市町村の交通モードの現状の把握や地域公共交通に関する知識のある者とし、可能な限り継続的に同じ市町村に派遣できるようにすること。

(2) 民間事業者とのマッチング

課題を抱える市町村に対して、解決に寄与する民間事業者とのマッチングを支援する。
なお、次に掲げる事項に対応すること。

- ① 市町村の課題を理解したうえで、解決に向けた最適な民間事業者を選定すること。
② マッチングに繋がる工夫をすること。

(3) 報告書及び成果品の提出

4 (1)～(2)の成果品及び報告に加え、業務完了時に精算書を添付し、業務完了報告書を提出すること。

なお、成果品は、画像・映像・音楽等の著作権・肖像権上の処理を済ませた上で納品すること。

5 業務を遂行する上で必要な事務

- (1) 提案に当たっては、妥当性があり実現可能なものとなるよう、十分精査すること。
(2) 企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
(3) 受託者は契約締結後、事業全体の実施計画、報告方法・時期等について県と協議を行い決定すること。また、個別事業の実施に当たっては、県の意向を尊重し、実施期日及び内容について、県と適宜協議を行うこととする。
(4) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
(5) 受託者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
(6) 当事業実施に当たって必要な費用は全て受託者が負担すること。
(7) 当事業実施に当たって関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

6 著作権

- (1) 受託者が委託業務で制作したデータ、動画、写真、イラスト、文章等の成果品（中間成果品を含む。）の所有権、著作権（著作権法第27条、28条に規定する権利を含む。）、利用権は県に帰属するものとする。ただし、これによりがたい場合は、県と協議の上、取扱を決定するものとする。
(2) 成果品等に、受託者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報）が含まれていた場合には、権利は受託者に保留されるが、県は当該権利を無償で使用できることとする。

- (3) 成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して、受託者の負担で必要な手続を行うものとする。
- (4) 他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、受託者が全責任を負うものとする。

7 その他

- (1) 委託業務を一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ県の承認を得ること。
- (2) この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるため、業務の性質上当然実施しなければならないもの又は軽微な部分で記載のない事項については、県の指示に従うこと。
- (3) 効果的な委託業務実施のため、必要に応じて都度、県と協議を行うこと。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、その都度、県と受注者の双方で別途協議する。